

## 会 議 録

会議の名称	那珂川町個人情報保護審査会
開催日時	平成30年8月23日（木）10時00分から10時20分まで
開催場所	那珂川町役場2階 第1会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、磯辺委員、清永委員、高木委員、山崎委員 (2) 町 事務局：浅香係長、山田 説明者：弘田係長（都市計画課）
傍聴人数 (公開の場合のみ)	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>(1) 個人情報の外部提供について</p> <p>①外部提供（都市計画課）</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業の概要&gt;</p> <p>北部九州圏都市交通計画協議会（国土交通省九州地方整備局、福岡県、佐賀県、北九州市、福岡市）が主体となり、個人の1日の交通状況（日時、場所、目的、交通手段等）を把握するために郵送による「パーソントリップ調査」を実施する。調査の対象者は自治体の住民基本台帳から無作為抽出となるため、住民基本台帳データの提供が必要となることについて、那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問はないか。</p> <p>委 員 : このアンケートは前回抽出した人と重複しないように今回抽出を行うのか。</p> <p>説明者 : データ自体は無作為抽出になるので、重複する可能性はある。ただし、多めに抽出を行い、その中から前回と重複した人を省きながら、必要な配付数を確保する予定である。</p> <p>委 員 : 前回、回収率が悪かったとのことだが、何パーセントくらいだったのか。</p> <p>説明者 : 14.7パーセントだった。項目が非常に多くはなっているが、インターネット等からも回答できるようになっている。</p> <p>会 長 : 個人情報保護審査会の性格として、1回諮ったものは諮らなくてもよいというものであると思うが、どうか。</p> <p>事務局 : 「毎年同じ内容で」ということで承認を得ているものについては、諮りなおしはし</p>	

ていないが、本案件は前回1回限りのものとして諮っていたので、再度諮らせてもらっている。

委員 : データの受け渡し方法は前回と同じか。

説明者 : 同様である。

委員 : 前回のデータの回収についてはどのように行ったのか。

説明者 : データについては適切な処理を行ってもらっている。ただし、前回のサンプルとして抽出したもののうち、今回使用できるサンプルのデータについては処分を行っていないので、今回の抽出データと一緒に適切な処理を行ってもらうよう指示している。

会長 : 県が委託する業者であるので、県が委託の際に個人情報保護に関する誓約書の提出をさせているということか。

説明者 : そのとおりである。

会長 : 那珂川町は県からの依頼を受けてこの調査をしているということか。

説明者 : 依頼を受けて行っていることになるが、那珂川町としても交通の計画や都市計画の立地適正化計画等の策定の際に資料として有効活用することができると考えられる。

会長 : 別添の資料に「調査対象者の抽出方法について」というものがあるがこれは誰から誰宛ての資料になるのか。

説明者 : 福岡県知事から那珂川町長宛ての文書である。

会長 : 当該資料裏面の「3. 閲覧転記による市町村」に「抽出員証明書を携行した抽出員」とあるがこれは県の職員か。

説明者 : これは県から委託を受けた業者の職員が証明書を携行してデータを受け取りに来るという事である。町にデータを受け取りに来た際は、証明書の確認を行い、控えとして証明書の写しを頂いたうえでデータを渡している。

会長 : これは何年かおきに行っているのか。

説明者 : 約10年おきに行っている。過去には4回実施されており、昭和47年、昭和58年、平成5年、平成17年に行った。

会長 : 他に意見等ないか。それでは協議会が主体となり実施する「パーソントリップ調査」において、住民基本台帳マスターから抽出したデータを外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。